

発注者と建設業所管部局が連携して行う建設業者の社会保険等 未加入対策及び施工体制台帳の作成・提出について

建設業者の社会保険等未加入対策については、従来より建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保等の観点から国土交通省等と連携して農林水産省においても取り組んできたところですが、今般、発注者として、社会保険等に参加し、法定福利費を適切に負担する建設業者を確実に契約の相手方とすること等を通じて、公平で健全な競争環境を構築する観点から、国土交通省等と連携して下記のとおり取り扱うこととしました。

また、公共工事における施工体制台帳の作成及び提出についても下記のとおり取り扱うこととなりますのでお知らせします。

記

1 契約の相手方からの社会保険等未加入建設業者の排除

(1) 平成26年11月4日から平成27年3月31日までの入札公告を行う工事において、以下に定める届出の義務を履行していない建設業者(建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。)について、競争参加資格がないものとします。

- ・ 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出の義務
- ・ 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出の義務
- ・ 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出の義務

なお、入札参加者が上記届出の義務を履行しているか否かについては、競争参加資格申請時に「経営規模等評価結果通知・総合評定値通知書」の写しを提出していただき確認させていただきます。

(2) 平成27年度以降に締結する工事の請負契約に係る一般競争に参加する者に必要な資格の審査においては、社会保険等未加入建設業者の申請を受け付けないこととします。

2 一次下請契約等からの社会保険等未加入建設業者の排除等

1(1)に定める工事(平成27年度以降に契約を締結するものを含み、工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額(当該下請契約が2以上あるときは、それらの請負代金の額の総額)が、3,000万円(工事が建築一式工事の場合は4,500万円)以上になるものに限る。)において、受注者は、原則として、社会保険等未加入建設業者を下請契約(受注者が直接契約締結するものに限る。以下「一次下請契約」という。)の相手方とし

てはならないこととなり、受注者から提出された施工体制台帳及び添付書類に記載された全ての建設業者について、社会保険等未加入建設業者に該当するか否かを確認し、下請契約の相手方が社会保険等未加入建設業者である場合は、当該下請契約を締結した具体的な理由を記載した書面の提出を求め、必要な場合にはヒアリングを実施し、特別の事情を有しないと認めた場合等は、制裁金を請求することとなります。

また、特別な事情を有すると認めた場合であっても、発注者は一定の期間を定めて、受注者に対して当該社会保険等未加入建設業者が未加入の社会保険等につき届出の義務を履行し、その事実を確認することができる書類(以下「確認資料」という。)を提出するよう要請します。

なお、期間内に確認資料を提出しない場合は、制裁金を請求することとなります。

さらに、前記の制裁金を請求することとなった受注者は、工事請負契約指名停止等措置要領(昭和59年6月11日付け59林野経第156号)に基づき指名停止の対象とします。

- 3 これらにより、「国有林野事業の工事の請負契約に係る契約書について」(平成7年11月28日付け7林野管第161号、最終改正:平成26年9月29日付け26林政政第287号)の別添2「国有林野事業工事請負契約約款」を、次のとおり改正しました。

(1)第7条の2を追加。

(受注者の契約の相手方となる下請負人の健康保険等加入義務等)

第7条の2 受注者は、工事を施工するために締結しようとする下請契約(受注者が直接締結する下請契約に限る。以下この条において同じ。)の請負代金の額(当該下請契約が2以上あるときは、それらの請負代金の額の総額)が、3,000万円(工事が建築一式工事の場合は4,500万円)以上になる場合において、次の各号に掲げる届出の義務を履行していない建設業者(建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。)を下請契約(受注者が直接締結する下請契約に限る。以下この条において同じ。)の相手方としてはならない。

- 一 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出の義務
- 二 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出の義務
- 三 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出の義務

2 前項の規定にかかわらず、受注者は、社会保険等未加入建設業者(前項各号に掲げる届出の義務を履行していない建設業者をいう。以下この条において同じ)と下請契約を締結しなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請契約の相手方とすることができる。この場合において、受注者は、発注者の指定する期間内に、当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出の義務を履行し、当該事実を確認することのできる書類を発注者に提出しなければならない。

3 発注者が、受注者が第1項の規定に違反していると認める場合、又は前項前段に定める特別の事情があると発注者が認めたにもかかわらず、受注者が同項後

段に定める期間内に書類を提出しなかった場合において、受注者は、発注者の請求に基づき、違約罰(制裁金)として、受注者が当該社会保険等未加入建設業者と締結した下請契約の最終の請負代金の額の10分の1に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(2) 第51条に「制裁金」の文言を追加

(制裁金等の徴収)

第51条 受注者がこの契約に基づく制裁金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額を発注者の指定する期間を経過した日から請負代金額支払いの日まで年5パーセントの割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき請負代金額とを相殺しなお不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年5パーセントの割合で計算した額の延滞金を追徴する。

4 公共工事における施工体制台帳の作成及び提出について

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)の改正により、現在、公共工事における施工体制台帳は、下請契約の請負代金の合計が3,000万円(建築一式工事は4,500万円)以上の場合にのみ作成及び発注者へ提出が求められているところですが、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成12年法律第117号)の改正により、公共工事については下請金額の下限が撤廃され、公共工事を受注した建設業者が下請契約を締結するときは、その金額にかかわらず、施工体制台帳を作成し、その写しを発注者に提出するものとされました。

平成27年4月1日以降に入札公告を行う工事について、下請契約を締結した場合には、その下請金額にかかわらず、施工体制台帳を作成し、その写しを発注者に提出することが必要になります。

問合せ先 関東森林管理局

総務企画部 経理課 契約適正化専門官 電話:027-210-1149

計画保全部 治山課 治山技術専門官 電話:027-210-1191

森林整備部 森林整備課 設計指導官 電話:027-210-1193